

神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会

中間報告書

平成 29 年 11 月

神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会

はじめに

神奈川県動物保護センター（以下、センターという。）では、平成 28 年度まで犬は 4 年間、猫は 3 年間の殺処分ゼロを継続している。

この殺処分ゼロ継続は、関係者の懸命な活動により支えられている実態もあり、今後も継続するためには、根本的な対策として、動物保護センターに收容される動物を減らす「入口対策」と收容された動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を増やす「出口対策」の充実・強化が求められている。

また、近年、国内で相次いでいる大規模災害の発生を踏まえ、本県における災害時の動物救護対策について、災害時拠点としての施設整備と併せてソフト面の検討が必要である。

そこで、こうした課題について検討し、動物愛護の先進県として、よりふさわしい新しい動物愛護の総合的施策の策定に反映させるため、平成 29 年 10 月 17 日に「神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会」が設置された。

本検討会では、神奈川県動物愛護管理施策に関すること、特に、充実・強化が必要な「殺処分ゼロ継続」、「動物愛護の普及啓発」及び「災害時動物救護」について検討するとともに、事業をより推進していくための新たな財源確保として、県の動物愛護の取組みに共感・賛同する県民等からの寄附を受入れるための「動物愛護推進基金（仮称）の創設」について検討している。

本中間報告は、本検討会で出た意見について、中間的に取りまとめたものである。

平成 29 年 11 月 21 日

神奈川県における動物愛護管理施策に関する検討会

会長 鳥海 弘

殺処分ゼロ継続について

(これまでの意見)

- 殺処分ゼロはセンターに保護された犬猫の殺処分がゼロになっているだけであり、県が公益社団法人神奈川県獣医師会（以下、県獣医師会という。）に業務委託している負傷等猫は含まれていない。

また、センターに保護された動物で、怪我や病気の状態が悪いものについては、センターで治療することができず、また、安楽死の明確な基準が定まっていないため、一部のボランティアの尽力により保護・治療されている。

- 有害動物の駆除でさえ使用しない「殺処分」という用語が使われ、「殺処分ゼロ」というキーワードが独り歩きをしており、「行政は引き取っても処分を行わない」というイメージから、安易に行政に引取りを求める飼い主がいる。
- 負傷動物の治療体制の整備が必要である。

治療の基準を設け、自治体が税金で実施すべき（保護センター内）範囲と、ボランティアによる治療の範囲を明確にするとともに、より動物の福祉に配慮した獣医療が提供できるように県獣医師会や獣医科大学との連携も視野に入れるべきである。

- 動物の苦痛の定義や安楽死処分の基準を定めるべきである。
- 終生飼養の周知等、飼い主への指導が大切である。
- 有害動物の駆除でさえ使用しない「殺処分」という用語が使われているため印象が悪い。「殺処分ゼロ」という言葉を「致死処置ゼロ」というように表現を緩和するか、「いのちをつなぐ率 100%」といった前向きな表現にすべきである。
- 飼い主のいない猫対策は避妊・去勢手術と併せて、地域猫活動等に関する正しい知識の普及啓発が重要である。

多頭飼育崩壊に対しては、飼い主指導、行政間やボランティアとの連携体制・システム作り、届出制の導入など様々な対策を講じる必要がある。

- 動物取扱業者とは、監視する側、される側という関係だけではなく協働した取組みについて連携強化することも必要である。

動物愛護の普及啓発について

(これまでの意見)

- 飼い主向けの講習会などを開催しても、参加されるのは熱心な飼い主に偏る傾向にある。
- 多くの人が集まるイベントを活用すべきである。
- あまり興味がない人にも伝えていくには、日常様々な場面で飼い主と接する動物取扱業者と連携し、普及啓発していくことが有効と考える。

災害時動物救護について

(これまでの意見)

- ペットの同行避難の認識が広まっているが、公助に頼りすぎてしまい、震災時にトラブルとなる事例もある。
- 自助、共助あってこそその公助が原則だという認識を周知することが大切だと考える。
また、同行避難の啓発時、避難所の公衆衛生や、ペットの有無によって居住区域を分離する必要性等を論理的に説明することが必要である。
- ボランティアも譲渡する際は、災害時対策について新しい飼い主にレクチャーすることを徹底する必要がある。
- 主体者である県がしっかりと陣頭指揮を執ることが大切だと考える。
国、地方自治体との役割分担や、各地域における連携体制構築も重要である。
特に離れた地域間での連携体制の構築が大切である。
- 災害時の動物救護においても、動物取扱業者と連携することも有効である。

動物愛護推進基金（仮称）について

1 これまでの意見

（１） 基金の考え方

- ボランティア支援のためだけの基金創設には反対だが、基金のルールを明確にするならば、税金以外の原資獲得策として基金創設はよい。
- 動物を飼育していない人や苦手な人にとってみれば、公益に使われるべき税金を、動物を飼育している一部の者のため、あるいは動物のために使われることは理解が得られにくいだが、寄附であれば寄附者が事業の趣旨に共感し賛助することとなるので、理解が得られやすい。
- 積立金が少額でも運営できる事業から始め、継続していく中でより多くの賛同が得られるようになると考える。
- 神奈川県の実施を支援すれば日本全体の動物福祉の向上につながる、というような基金になっていくと、広く賛同が得られるようになると考える。

（２） 基金の用途

- センターの保護動物に関わる活動に対し使うべきである。
- 動物を飼っていない人等に対しても広く賛同が得られるようなものがよいと考える。
 - ・ 保護動物の治療に必要な経費
 - ・ 獣医科大学との連携に必要な経費 など
- 「獣医療費」や「繁殖制限処置費用」といった使用目的を指定した寄附制度を設ければ寄附をする側にとっては、用途が限定されていることで寄附しやすくなる。
- 用途をあまり限定せず、柔軟に使用できる余地を残すことも必要である。

（３） 名称

- ペットの飼い主や動物好きの人だけではなく、幅広い人々から共感を得られるよう、基金の名称は、「動物愛護推進基金」ではなく、「人と動物の共生社会推進基金」などで、かつ、他自治体の基金や組織名と重複しない名称とすべきであるとする。

(4) 基金を創設するうえでの留意事項

- 寄附を集めるための活動に対し、時間と労力の負担が生じることが無いようにすること。

動物保護センターに収容される動物を減らす「入口対策」と収容された動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を増やす「出口対策」の充実・強化の取組みを優先すること。

寄附の使途が横浜市、川崎市などの政令市が対象外となるため、寄附募集に当たっては誤解が生じないように行う必要がある。

- 現在、実施されているボランティアへの補助金制度の見直しも併せて行うこと。

ボランティアへの補助金については、適正な支給を行うために使途の適不適が判断し難い飼養管理費ではなく、動物病院のカルテや領収書等により、必要性の有無と金額、対象動物が明確に分かる獣医療費に限定した助成とすべきである。

2 まとめ

寄附者が事業の趣旨に共感し賛助する基金を活用して事業を充実させることは、動物を飼育していない人などにも理解が得られやすく有効である。

基金は、ボランティア支援のためではなく、動物保護センターに保護された動物を生かすために活用すべきである。

具体的な使途を明確にして寄附募集を行うべきである。

基金創設後は、寄附を集めるために時間や労力をかけないように留意し、動物保護センターに収容される動物を減らすための取組みや収容された動物の返還・譲渡を充実・強化する取組みを優先すべきである。

基金の名称は「人と動物の共生社会推進基金」など幅広い人々から共感が得られるものとするべきである。

今後の進め方について

動物愛護管理を推進するための基金の創設や、その用途等については、検討会として一定の結論に至った。

一方、「殺処分ゼロ継続」、「動物愛護の普及啓発」及び「災害時動物救護」については、県として取り組むべき具体的な事業等について、引き続き、議論を深めていく必要がある。

これらの方向性について、本検討会として今年度内に最終報告として取りまとめていきたい。

神奈川県における動物管理施策に関する検討会 委員名簿

区分	氏 名	職 名
有識者	○植竹 勝治	麻布大学 教授
	鳥海 弘	公益社団法人神奈川県獣医師会 会長
	平井 潤子	人と動物の防災を考える市民ネットワーク特定非営利活動法人アナイス 代表
	丸山 総一	日本大学 教授
	米山 由男	一般社団法人全国ペット協会名誉会長
ボランティア	石丸 雅代	神奈川県動物保護センター 登録ボランティア
	原 奈弓	神奈川県動物保護センター 登録ボランティア
行政機関	小沼 徹	神奈川県公立小学校長会副会長
	丸山 剛	神奈川県狂犬病予防推進協議会長

会長 ○ 副会長

各区分内は五十音順

開催履歴

	開催日	場所	内容
第1回	平成29年 10月24日	神奈川県総合医療会館	・神奈川県における動物愛護 管理施策について
第2回	平成29年 11月9日	神奈川県総合医療会館	・神奈川県における動物愛護 管理施策について ・中間報告の内容について